

公的研究費の不正防止に関する基本方針

株式会社ファスマックは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定 平成26年2月18日改正)に基づき、競争的資金等を中心とした公募型の研究資金(以下「公的研究費」という)について、不正防止を図るための基本方針を以下の通り定める。

1. 責任体制の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、次の通り責任者を定める。

①総括責任者(最高責任者)

研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる者として代表取締役社長がその任にあたる。

②部局責任者

部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関して責任を有し、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じる者として各事業部長がその任にあたる。

③研究倫理教育責任者

研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として総務・経理部長がその任にあたる。

2. 不正防止計画の策定と実施

公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正防止計画を策定し実施する。

3. 不正が発生した場合

不正が発生した場合は当該者に厳正な処分を行うとともに、不正使用を行った要因を把握し再発防止へ向けた対策を講じる。

4. 公的研究費に関する相談・通報窓口

株式会社ファスマック 総務・経理部

〒243-0021 神奈川県厚木市岡田3088ケーオービルA棟6階

TEL: 046-281-9940

FAX :046-281-9931